

大江町百目木地区かわまちづくり協議会規約

(名称)

第1条 この会は、大江町百目木地区かわまちづくり協議会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、町と民間団体、地域住民と河川管理者の連携のもと、地域の景観、歴史、文化に配慮しながら河川空間とまち空間が融合した良好な空間を形成するための「かわまちづくり計画」を策定し、その利活用や維持管理等に関する協議を行い、地域活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) かわまちづくり計画を策定し、その進捗管理の情報を共有すること。
- (2) 計画策定のための住民等による検討会を開催すること。
- (3) その他目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 本会は、町、民間団体、地域住民及び学識経験者により別紙のとおり組織する。

2 本会の委員は、本会の議によりこれを追加、変更することができる。

3 本会にアドバイザーを置くものとし、アドバイザーは国土交通省山形河川国道事務所とする。

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

(役員を選任)

第6条 役員を選任は、次により行う。

- (1) 会長は、町長の職にある者とする。
- (2) 副会長は、会長があらかじめ指名した者とする。

(役員職務)

第7条 会長は、会務を総括し、本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。

(会議)

第8条 本会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると判断したときは、委員以外の会議への出席を求めることができる。

(事務局)

第9条 事務局を建設水道課に置き、教育文化課と連携して会務を担う。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和6年1月18日から施行する。